平成２１年（フ）第１１３７号
兵庫県西宮市枝川町５番14―302号、前住所兵庫県西宮市神垣町10番31―102号
債務者　江藤　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８５号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目２番10号　ジョイフル南塚口Ｉ206、前住所神戸市西区岩岡町野中414番地の３　川村方
債務者　木下　銀子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８７号
兵庫県尼崎市西本町北通４丁目115番地　ドリームハイツ昌和302号
債務者　村上えりさ（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８８号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目31番１―202号
債務者　北川　和美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９０号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目５番30―705号
債務者　藤江　善彦
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目22番１―403号
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９３号
徳島市八万町内浜43番地の５―203号、旧住所徳島市東山手町１丁目19番地の１
債務者　折原　稔也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５７号
徳島県板野郡上板町七條字門田57番地19
債務者　池内　嘉一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１２号
徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚59番地　五輪館402号室
債務者　高田　時廣
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１５号
徳島市南蔵本町２丁目13番地―17号、旧住所徳島市中島田町３丁目48番地の１―102号
債務者　平田　敏彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１６号
徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池17番地５
債務者　多川　　明
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２４号
徳島市南昭和町５丁目99番地の１―306号
債務者　小林みち子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２５号
徳島市南沖洲１丁目10番53―10号
債務者　山田　隆義
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２６号
徳島市南沖洲１丁目10番53―10号
債務者　山田眞知子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３６号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１―863号
債務者　福川　美紀
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３９号
徳島市川内町沖島598番地の11
債務者　喜多　芳文
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４９号
徳島県板野郡北島町高房字百庵ノ前１―１―105号
債務者　新　ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５１号
徳島市吉野本町５丁目９番地の５
債務者　西川　　彰
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　徳島地方裁判所民事部